



**スポーツ団体ガバナンスコード
に関するアンケート報告書
(ヒアリング版)**

A-FA

— 目次 —

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況	3
--------------------------	---

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(1/6)

診断項目	診断	
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	制度	
	×	【現状】 以前は総会資料に織り込むことにより周知していたものの、現在は定款について、特に周知されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、定款について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用	
	○	【現状】 団体に適用される法令等が適切に遵守されており、過去から一度も定款、その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 －
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	制度	
	×	【現状】 事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、特に周知されていません。 【改善例】 理事会や事務局の会議体での協議・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用	
	○	【現状】 事業運営において適用される法令等が適切に遵守されており、過去から一度も定款、その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 －
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 定款において理事会運営ルールが、基本規程において職務権限ルールが定められています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 理事会の議事録作成について、法人設立時から全ての理事会で作成されており、出席した理事(又は代表理事)の署名又は記名押印も実施されています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(2/6)

診断項目	診断	
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
小項目なし	制度	
	×	【現状】 組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、策定されていません。 【改善例】 JFAの基本理念を参考にする・ステークホルダーからの意見を収集すること等により、組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)を策定すること。
	運用	
	×	【現状】 策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、公表されていません。 【改善例】 事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)を公表すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(3/6)

診断項目	診断	
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	整備	
	×	【現状】 コンプライアンス規程(又はルール)が、策定・文書化されていません 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・研修内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に役職員に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 役職員に対するコンプライアンス研修が、過去一度も実施されていません。 【改善例】 定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、今後JFAが提供予定のE-Learningの活用や理事会に付随して開催する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	整備	
	×	【現状】 コンプライアンス規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に指導者・競技者等に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 指導者養成講習会の中で、コンプライアンスに関する説明が実施されているものの、時間が十分に確保されておらず、また内容についても網羅的に実施されていません。 【改善例】 指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、定期的に指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修を実施すること。実施する際には、時間・内容が十分であるか検討・議論すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(4/6)

診断項目	診断	
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	制度	
	○	【現状】 経理規程(又はルール)が、策定・文書化されています。 経理規程(又はルール)について、経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 年に数回程度、事後的に処理誤りが発見されるものの、経理規程(又はルール)に則った処理がされています。 【改善例】 －
(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	制度	
	○	【現状】 A-FA独自の運用規程は策定されていないものの、補助金の支給団体策定の補助金マニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 JFA補助金マニュアル等について、経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 過去からJFA補助金マニュアル等の内容に反した処理誤りは発生していません。 【改善例】 －
(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 会計処理の確認体制について、経理にかかわる職務分掌表が定められており、当該職務分掌表に基づき会計処理の起票担当者及び確認担当者によるチェック体制が整備されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 職務分掌表に則り、別々の担当者によって処理及び当該処理の確認が行われており、ハンコ等の証跡も存在しています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(5/6)

診断項目	診断	
原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
小項目なし	制度	
	○	【現状】 定款において、法令に基づく情報開示のルールが定められています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 法令にて開示が定められている情報について、定款で定められている方法(A-FA内への掲示)を通じて開示されています。 【改善例】 法令で開示が定められている以外の情報についても、責任者を定めた上で、積極的に透明性の向上させる情報やステークホルダーが必要とする情報を開示することが望ましい。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
(1)予算執行管理について	制度
	× 【現状】 予算執行に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの予算執行に係る規程を参考にする事等により、予算執行に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 予算と実績の比較が実施され、当該比較結果について理事会で報告されています。 【改善例】 －
(2)役員報酬について	制度
	× 【現状】 定款において、役員の報酬に係る支給基準(基本的には、無報酬。常勤の役員に対してのみ、社員総会の議決を経て、報酬を支給することができる。)が定められています。 役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの役員等への謝金の取扱いに係る規程を参考にする事等により、役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 職員や外部専門家により、支給決定額と実際支給額とが一致していることが確認されています。 【改善例】 －
(3)個人情報の取扱いについて	制度
	× 【現状】 個人情報の取り扱いの方針や規程について、特に周知されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、個人情報の取り扱いの方針や規程について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用
	× 【現状】 個人情報が漏洩した場合の対応手順が、明確に定められていません。 【改善例】 JFAからの情報を参考にする事等により、個人情報が漏洩した場合の対応手順を明確に定めること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断	
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
(4)通報窓口について	制度	
	×	【現状】 協会内に通報窓口が設置されていません。 通報窓口に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 協会内に通報窓口を設置する又は各FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。 設置された通報窓口を適切に運用するため、通報窓口へのルートや通報者保護等を定めた通報窓口に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用	
	×	【現状】 協会内に通報窓口が設置されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、役職員に対して周知すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、指導者・競技者等に対して周知すること。
(5)大会・会場運営について	制度	
	○	【現状】 JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 大会運営に当たって、想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【改善例】 －



**スポーツ団体ガバナンスコード
に関するアンケート報告書
(ヒアリング版)**

B-FA

— 目次 —

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況	3
--------------------------	---

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(1/6)

診断項目	診断	
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	制度	
	○	【現状】 理事会及び社員総会を通して、定款改定の詳細について周知されています。また、協会冊子に織り込むことにより、定期的に定款について、協会関係者に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 過去に、団体に適用される法令等が適切に遵守されておらず、収支相償違反が発生しているものの、現在では違反状況は解決されています。 【改善例】 －
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	制度	
	×	【現状】 事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、特に周知されていません。 【改善例】 理事会や事務局の会議体での協議・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用	
	○	【現状】 事業運営において適用される法令等が適切に遵守されており、定款、その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は法人化して以降は発生していません。 【改善例】 －
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 定款において理事会運営ルール及び理事の職務権限規定が定められています。また、実務に沿って理事の業務分担表が作成されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 理事会の議事録作成について、法人設立時から全ての理事会で作成されており、出席した理事(又は代表理事)の署名又は記名押印も実施されています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(2/6)

診断項目	診断	
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
小項目なし	制度	
	×	【現状】 組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、策定されていません。 【改善例】 JFAの基本理念を参考にする・ステークホルダーからの意見を収集すること等により、組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)を策定すること。
	運用	
	×	【現状】 策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、公表されていません。 【改善例】 事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)を公表すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(3/6)

診断項目	診断	
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンス規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・研修内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に役職員に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 役職員に対するコンプライアンス研修が、過去一度も実施されていません。 【改善例】 定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、今後JFAが提供予定のE-Learningの活用や理事会に付随して開催する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンス規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程について、定期的に指導者・競技者等に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 指導者に対するコンプライアンス研修が一部で実施されているものの、B-FA全体で統一的に実施されておらず、コンプライアンスに関する説明のための時間が十分に確保されていません。 【改善例】 指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、定期的に指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修を実施すること。実施する際には、時間・内容が十分であるか検討・議論すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(4/6)

診断項目	診断	
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	制度	
	○	【現状】 経理規程(又はルール)が、文書化されていません。 経理規程(又はルール)は文書化されていないものの、会計処理に係るルールが口頭で経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 他FAの経理規程を参考にすること等により、経理規程(又はルール)を文書化すること。
	運用	
	○	【現状】 経理規程は文書化されていないものの、会計処理に係るルールが口頭で周知されており、当該ルールに則って処理がされています。 【改善例】 －
(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	制度	
	○	【現状】 B-FA独自の運用規程は策定されていないものの、補助金の支給団体策定の補助金マニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 JFA補助金マニュアル等について、経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 過去からJFA補助金マニュアル等の内容に反した処理誤りは発生していません。 【改善例】 －
(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 会計処理の確認体制について、職務分掌表は文書化されていないものの、会計処理の起票担当者及び確認担当者が定められています。 【改善例】 会計処理について、起票・確認を別々の担当者が行うこと等を定めた職務分掌表を策定・文書化し、適切なチェック体制を整備すること。
	運用	
	○	【現状】 別々の担当者によって処理及び当該処理の確認が行われており、ハンコ等の証跡も存在しています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(5/6)

診断項目	診断	
原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
小項目なし	制度	
	○	【現状】 定款において、法令に基づく情報開示のルールが定められています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 法令にて開示が定められている情報について、定款で定められている方法（官報）及びB-FAウェブサイトを通じて開示されています。 【改善例】 法令で開示が定められている以外の情報についても、責任者を定めた上で、積極的に透明性の向上させる情報やステークホルダーが必要とする情報を開示することが望ましい。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合 ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
(1)予算執行管理について	制度
	× 【現状】 予算執行に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの予算執行に係る規程を参考にする事等により、予算執行に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	× 【現状】 予算と実績の比較が実施されていない又は当該比較結果について理事会で報告されていません。 【改善例】 予算と実績の比較を実施し、当該比較結果について理事会で報告すること。
(2)役員報酬について	制度
	× 【現状】 定款において、役員の報酬に係る支給基準(基本的には、無報酬。常勤の役員に対してのみ、総会で定められる総額の範囲内で報酬を支給することができる。)が定められています。 役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの役員等への謝金の取扱いに係る規程を参考にする事等により、役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 理事の報酬等について、事務局員や外部専門家により、支給決定額と実際支給額とが一致していることが確認されています。 【改善例】 —
(3)個人情報の取扱いについて	制度
	× 【現状】 個人情報の取り扱いの方針や規程について、特に周知されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、個人情報の取り扱いの方針や規程について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用
	× 【現状】 個人情報が漏洩した場合の対応手順が、明確に定められていません。 【改善例】 JFAからの情報を参考にする事等により、個人情報が漏洩した場合の対応手順を明確に定めること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断	
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合 ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
(4)通報窓口について	制度	
	×	【現状】 協会内に通報窓口が設置されていません。 通報窓口に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 協会内に通報窓口を設置する又は各FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。 設置された通報窓口を適切に運用するため、通報窓口へのルートや通報者保護等を定めた通報窓口に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用	
	○	【現状】 制度としての通報窓口は設置されていないものの、コンプライアンス違反に関する通報等があった場合には規律・フェアプレー委員会にて、対応がされています。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、役職員に対して周知すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、指導者・競技者等に対して周知すること。
(5)大会・会場運営について	制度	
	×	【現状】 JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員に対して周知されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 大会運営に当たって、想定される自然災害の発生可能性について、事前に協議が実施されていません。 【改善例】 大会運営に当たって、想定される自然災害の発生可能性について、事前に協議を実施すること。また、協議時に、自然災害が発生した際の対応方針等についても併せて議論・検討すること。



**スポーツ団体ガバナンスコード
に関するアンケート報告書
(ヒアリング版)**

C-FA

— 目次 —

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況	3
--------------------------	---

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(1/6)

診断項目	診断	
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	制度	
	○	【現状】 定款の改定について、理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 -
	運用	
	×	【現状】 法令において開示が定められている情報について、事務局内に据え置くことにより開示されているものの、定款において定められている公告方法(電子公告)では開示されておらず、定款違反が発生しています。 【改善例】 法令において開示が定められている情報をC-FAウェブサイト(電子公告)で開示することにより、違反状況を解決すること。
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	制度	
	×	【現状】 事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、特に周知されていません。 【改善例】 理事会や事務局の会議体での協議・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用	
	○	【現状】 過去から事業運営に当たって適用される法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 -
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 定款において、理事会運営ルール及び理事の職務権限規定が定められています。 【改善例】 -
	運用	
	○	【現状】 理事会の議事録作成について、過去3年の全ての理事会で作成されており、出席した理事(又は代表理事)の署名又は記名押印も実施されています。 【改善例】 -

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(2/6)

診断項目	診断	
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
小項目なし	制度	
	○	【現状】 組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、策定されています。 【改善例】 -
	運用	
	○	【現状】 策定された基本方針・中長期計画に係る冊子を作成することにより、基本方針等について公表されています。 【改善例】 -

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(3/6)

診断項目	診断	
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンスに係る規定が一部就業規則にて定められているものの、網羅的に具体的な遵守事項を定めたコンプライアンス規程が策定されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・研修内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に役職員に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 役職員に対するコンプライアンス研修が、過去一度も実施されていません。 【改善例】 定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、今後JFAが提供予定のE-Learningの活用や理事会に付随して開催する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンスに係る規定が一部就業規則にて定められているものの、指導者・競技者等に対するコンプライアンス規程が策定されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に指導者・競技者等に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 指導者、競技者等に対するコンプライアンス研修が、過去一度も実施されていません。 【改善例】 指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、定期的に指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修を実施すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(4/6)

診断項目	診断	
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	制度	
	○	【現状】 会計処理規程が、策定・文書化されています。 会計処理規程が、常時閲覧可能な状態で、C-FA内に保管されています。また、理事及び各種委員会の経理担当者等に対する経理研修会が、定期的に開催されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 月に1回程度、事後的に処理誤りが発見されるものの、経理規程(又はルール)に則った処理がされています。 【改善例】 －
(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	制度	
	○	【現状】 C-FA独自の補助金利用に係る規程・マニュアル等は策定されていないものの、補助金の支給団体(JFA及びC県スポーツ協会)策定の補助金利用に係るマニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 事務局内では、補助金業務を担当する職員が定められており、当該職員に対してJFA補助金マニュアル等が周知されています。また、上記経理研修会の中で、補助金マニュアル等についての説明が実施されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 過去からJFA補助金マニュアル等の内容に反した処理誤りは発生していません。 【改善例】 －
(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 会計処理の確認体制について、職務分掌が定められており、会計処理の起票担当者及び確認担当者によるチェック体制が整備されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 別々の担当者によって処理及び当該処理の確認が行われており、ハンコ等の証跡も存在しています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(5/6)

診断項目	診断	
原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
小項目なし	制度	
	○	【現状】 定款において、法令に基づく情報開示のルールが定められています。 【改善例】 －
	運用	
	×	【現状】 法令において開示が定められている情報について、定款において定められている方法（電子公告）では開示されていません。 【改善例】 定款を適切に運用し、法令において開示が定められている情報をC-FAウェブサイト（電子公告）で開示すること。また、法令で開示が定められている以外の情報についても、責任者を定めた上で積極的に透明性を向上させる情報やステークホルダーが必要とする情報を開示することが望ましい。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
(1)予算執行管理について	制度
	× 【現状】 予算執行に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの予算執行に係る規程を参考にする事等により、予算執行に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 予算と実績の比較が実施され、当該比較結果について理事会で報告されています。 【改善例】 —
(2)役員報酬について	制度
	× 【現状】 定款において、役員の報酬に係る支給基準(基本的には、無報酬。常勤の理事及び監事に対してのみ、評議会で定められる総額の範囲内で報酬を支給することができる。)が定められています。役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 潜脱的に不当に高額な報酬が役員に対して支給されることを防ぐために、役員の報酬に係る規程とは別に、役員等への謝金の取扱いに係る規程を策定すること。
	運用
	○ 【現状】 理事の報酬等について、職員や外部専門家により、支給決定額と実際支給額とが一致していることが確認されています。 【改善例】 —
(3)個人情報の取扱いについて	制度
	× 【現状】 個人情報の取り扱いの方針や規程について、特に周知されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、個人情報の取り扱いの方針や規程について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用
	× 【現状】 個人情報が漏洩した場合の対応手順が、明確に定められていません。 【改善例】 JFAからの情報を参考にする事等により、個人情報が漏洩した場合の対応手順を明確に定めること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断	
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
(4)通報窓口について	制度	
	×	【現状】 協会内に通報窓口が設置されています。(C-FAウェブサイト上に、JFAの通報窓口へのリンクが存在しており、コンプライアンス違反が発生した際には、当該通報窓口に通報することが可能になっています。) 通報窓口に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 設置された通報窓口を適切に運用するため、通報窓口へのルートや通報者保護等を定めた通報窓口に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用	
	○	【現状】 設置された窓口について、ウェブサイトにて公表されており、役職員に対して周知されています。 設置された窓口について、ウェブサイトにて公表されており、指導者・競技者等に対して周知されています。 【改善例】 －
(5)大会・会場運営について	制度	
	○	【現状】 JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 大会運営に当たって、想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【改善例】 －



**スポーツ団体ガバナンスコード
に関するアンケート報告書
(ヒアリング版)**

D-FA

— 目次 —

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況	3
--------------------------	---

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(1/6)

診断項目	診断	
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	制度	
	○	【現状】 D-FAウェブサイトにおいて公表することにより、定款について広く周知されています。 【改善例】 -
	運用	
	○	【現状】 団体に適用される法令等が適切に遵守されており、過去から一度も定款その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 -
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	制度	
	×	【現状】 事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、一部の理事を除き、周知されていません。 【改善例】 理事会や事務局の会議体での協議・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、事業運営において適用される関係法令や条例、規則等について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用	
	○	【現状】 事業運営において適用される法令等が適切に遵守されており、過去から一度も定款、その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 -
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 定款において、理事会運営ルール及び理事の職務権限規定が定められています。 【改善例】 -
	運用	
	○	【現状】 理事会の議事録作成について、法人設立時から全ての理事会で作成されており、出席した理事(又は代表理事)の署名又は記名押印も実施されています。 【改善例】 -

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(2/6)

診断項目	診断	
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
小項目なし	制度	
	×	【現状】 組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、策定されていません。 【改善例】 JFAの基本理念を参考にする・ステークホルダーからの意見を収集すること等により、組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)を策定すること。
	運用	
	×	【現状】 策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、公表されていません。 【改善例】 事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)を公表すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(3/6)

診断項目	診断	
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンス規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・研修内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に役職員に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 役職員に対するコンプライアンス研修が、過去一度も実施されていません。 【改善例】 定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、今後JFAが提供予定のE-Learningの活用や理事会に付随して開催する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンス規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に指導者・競技者等に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 一部で指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修が実施されてるものの、D-FAとしてのコンプライアンス研修の必要性、必要な場合の対象者について検討されていません。 【改善例】 D-FA・各県FAのコンプライアンス研修の対象者を明確に定めた上で、指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、定期的に指導者・競技者等に対するコンプライアンス研修を実施すること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(4/6)

診断項目	診断	
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	制度	
	○	【現状】 経理規程(又はルール)が、策定・文書化されています。 経理に係る業務手順マニュアルが策定されており、当該マニュアルが経理に関係する理事及び職員や各委員会担当者に配布されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 年に数回程度、事後的に処理誤りが発見されるものの、経理規程(又はルール)に則った処理がされています。 【改善例】 －
(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	制度	
	○	【現状】 D-FA独自の運用規程は策定されていないものの、補助金の支給団体策定の補助金マニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 JFA補助金マニュアル等について、経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 過去からJFA補助金マニュアル等の内容に反した処理誤りは発生していません。 【改善例】 －
(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	制度	
	×	【現状】 人材不足等の問題により、会計処理の確認体制について、会計処理の起票担当者、確認担当者がいずれも定められていません。 【改善例】 会計処理について、起票・確認を別々の担当者が行うこと等を定めた職務分掌表を策定・文書化し、適切なチェック体制を整備すること。
	運用	
	×	【現状】 経理担当者の会計処理について、確認担当者によるチェックが行われていません。 【改善例】 整備されたチェック体制(職務分掌表等)を適切に運用し、会計処理及び当該処理の確認を別の担当者が行うこと。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(5/6)

診断項目	診断	
原則5		法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
小項目なし	制度	
	○	【現状】 定款において、法令に基づく情報開示のルールが定められています。 【改善例】 —
	運用	
	○	【現状】 法令にて開示が定められている情報について、定款で定められている方法(D-FA内への掲示)を通じて開示されています。 【改善例】 法令で開示が定められている以外の情報についても、責任者を定めたと上で、積極的に透明性を向上させる情報やステークホルダーが必要とする情報を開示することが望ましい。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
(1)予算執行管理について	制度
	× 【現状】 予算執行に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの予算執行に係る規程を参考にすること等により、予算執行に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 予算と実績の比較が実施され、当該比較結果について理事会で報告されています。 【改善例】 -
(2)役員報酬について	制度
	× 【現状】 役員の報酬及び費用弁償に関する規程が策定・文書化されています。役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 他FAの役員等への謝金の取扱いに係る規程を参考にすること等により、役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	× 【現状】 理事の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該理事以外の担当者によって、確認されていません。 【改善例】 理事の報酬等について、支給決定額と実際支給額との整合性を確認すること及び当該理事以外の確認担当者を定めること。また当該担当者が適切に確認を行うこと。
(3)個人情報の取扱いについて	制度
	○ 【現状】 個人情報の取り扱いの方針や規程について、理事及び役職者に対して周知されています。 【改善例】 -
	運用
	× 【現状】 個人情報が漏洩した場合の対応手順が、明確に定められていません。 【改善例】 JFAからの情報を参考にすること等により、個人情報が漏洩した場合の対応手順を明確に定めること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
(4)通報窓口について	制度
	× 【現状】 協会内に通報窓口が設置されていません。 通報窓口に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 協会内に通報窓口を設置する又は各FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。 設置された通報窓口を適切に運用するため、通報窓口へのルートや通報者保護等を定めた通報窓口に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	× 【現状】 協会内に通報窓口が設置されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、役職員に対して周知すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、指導者・競技者等に対して周知すること。
(5)大会・会場運営について	制度
	× 【現状】 JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員に対して周知されていません。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員等に対して周知すること。
	運用
	○ 【現状】 大会運営に当たって、想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【改善例】 -



スポーツ団体ガバナンスコード
に関するアンケート報告書
(ヒアリング版)

E-FA

— 目次 —

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況	3
--------------------------	---

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(1/6)

診断項目	診断	
原則1	法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること	制度	
	○	【現状】 定款が織り込まれているE-FA広報誌が、定期的に作成・協会関係者に配布されており、定款について周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 団体に適用される法令等が適切に遵守されており、過去から一度も定款、その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 －
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること	制度	
	○	【現状】 内閣府情報サイト・外部専門家を通して収集した法令等に関する情報を、必要に応じて、理事及び職員に対して周知しています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 事業運営において適用される法令等が適切に遵守されており、過去から一度も定款、その根拠法令及びその他団体に適用される関係法令等に違反する事案は発生していません。 【改善例】 －
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 職務権限規程(又は担当領域表)及び理事会運営ルールが、いずれも策定・文書化されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 理事会の議事録作成について、法人設立時から全ての理事会で作成されており、出席した理事(又は代表理事)の署名又は記名押印も実施されています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(2/6)

診断項目	診断	
原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
小項目なし	制度	
	○	【現状】 組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、策定されています。 【改善例】 -
	運用	
	○	【現状】 策定された組織として目指すべき基本方針(ミッション・ビジョン等)が、公表されています。 【改善例】 -

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(3/6)

診断項目	診断	
原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 コンプライアンスに係る規定が一部就業規則にて定められているものの、網羅的に具体的遵守事項が定められたコンプライアンス規程が策定されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・研修内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に役職員に対して周知すること。
	運用	
	×	【現状】 コンプライアンス研修が一部で実施されているものの、内容が網羅的でなく、また定期的に開催されていません。 【改善例】 定期的に役職員に対するコンプライアンス研修を実施すること。また、今後JFAが提供予定のE-Learningの活用や理事会に付随して開催する等の対象者が漏れなく受講できるための取組みを実施することが望ましい。
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと	制度	
	×	【現状】 指導者・競技者等に対するコンプライアンス規程が策定されていません。 【改善例】 他FAのコンプライアンス規程を参考にすること等により、コンプライアンス規程(又はルール)を策定・文書化すること。 協会冊子での配布・指導者養成講習会の内容に織り込むこと等により、策定されたコンプライアンス規程(又はルール)について、定期的に指導者・競技者等に対して周知すること。
	運用	
	○	【現状】 指導者養成講習会・ウェルフェア・オフィサー講習会の中で、コンプライアンスに関する説明が実施されています。ウェルフェアオフィサー講習会の中において、外部講師によるアンガーマネジメント講座を開催する等の内容拡充のための取組みが実施されています。また、E-FAに所属するジュニアチームの指導者に対して、コンプライアンス関連冊子の配布・コンプライアンスに関する説明が実施されています。 【改善例】 -

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(4/6)

診断項目	診断	
原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	制度	
	○	【現状】 会計処理全体に係る経理規程が策定されていません。 経理規程（又はルール）は文書化されていないものの、会計処理に係るルールが、研修会等を通して口頭で経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 他FAの経理規程を参考にすること等により、経理規程（又はルール）を文書化すること。
	運用	
	○	【現状】 経理規程は文書化されていないものの、会計処理に係るルールが口頭で周知されており、当該ルールに則って処理がされています。 【改善例】 －
(2)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	制度	
	○	【現状】 E-FA独自の運用規程は策定されていないものの、補助金の支給団体策定の補助金マニュアル等を遵守し、補助金申請を行うことが定められています。 JFA補助金マニュアル等について、経理に関係する理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 過去からJFA補助金マニュアル等の内容に反した処理誤りは発生していません。 【改善例】 －
(3)会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること	制度	
	○	【現状】 会計処理の確認体制について、職務分掌が定められており、当該職務分譲に基づき会計処理の起票担当者及び確認担当者によるチェック体制が整備されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 別々の担当者によって処理及び当該処理の確認が行われており、ハンコ等の証跡も存在しています。 【改善例】 －

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(5/6)

診断項目	診断	
原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
小項目なし	制度	
	○	【現状】 定款において、法令に基づく情報開示のルールが、定められています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 法令にて開示が定められている情報について、定款で定められている方法(E-FA内への掲示)及びE-FAウェブサイトを通じて開示されています。 【改善例】 法令で開示が定められている以外の情報についても、責任者を定めた上で、積極的に透明性を向上させる情報やステークホルダーが必要とする情報を開示することが望ましい。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
(1)予算執行管理について	制度
	× 【現状】 運営規程において、一部予算執行管理に係る規定が定められているものの、予算実績分析の実施等が定められておらず、内容が不十分です。 【改善例】 他FAの予算執行に係る規程を参考にすること等により、予算執行に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 予算と実績の比較が実施され、当該比較結果について理事会で報告されています。 【改善例】 —
(2)役員報酬について	制度
	× 【現状】 役員報酬の支払いに係る規程(又はルール)が策定・文書化されています。 旅費規程が策定されているものの、役員等への謝金の取扱いに係る規程が策定されていません。 【改善例】 他FAの役員等への謝金の取扱いに係る規程を参考にすること等により、役員等への謝金の取扱いに係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用
	○ 【現状】 理事の報酬等について、支給決定額と実際支給額とが一致していることが、当該理事以外の担当者によって、確認されています。 【改善例】 —
(3)個人情報の取扱いについて	制度
	○ 【現状】 個人情報の取り扱いの方針や規程について、理事及び役職者に対して周知されています。 【改善例】 —
	運用
	× 【現状】 個人情報が漏洩した場合の対応手順が、明確に定められていません。(就業規則内の個人情報保護規定及びJFAの個人情報保護規則において、個人情報の取扱いについて網羅的に定められていません。) 【改善例】 JFAからの情報を参考にすること等により、個人情報が漏洩した場合の対応手順を明確に定めること。

1. スポーツガバナンスコード各原則への対応状況(6/6)

診断項目	診断	
原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると 自ら 判断する場合、ガバナンスコード＜NF向け＞の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
(4)通報窓口について	制度	
	×	【現状】 協会内に通報窓口が設置されていません。 通報窓口に係る規程(又はルール)が、策定・文書化されていません。 【改善例】 協会内に通報窓口を設置する又は各FAウェブサイトにおいて、JFAの通報窓口へのリンクを表示すること。 設置された通報窓口を適切に運用するため、通報窓口へのルートや通報者保護等を定めた通報窓口に係る規程(又はルール)を策定・文書化すること。
	運用	
	○	【現状】 制度としての通報窓口は設置されていないものの、コンプライアンス違反に関する通報等があった場合には規律委員会を中心に、対応がされています。 【改善例】 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、役職員に対して周知すること。 協会冊子での配布・事務局内の閲覧可能な場所に掲示する・HP上で公表すること等により、設置された通報窓口について、指導者・競技者等に対して周知すること。
(5)大会・会場運営について	制度	
	○	【現状】 JFAの大会運営に関する規則・通達等(競技会規則・大会ガイドライン等)について、理事及び職員に対して周知されています。 【改善例】 －
	運用	
	○	【現状】 大会運営に当たって、想定される自然災害の発生可能性や発生時の対応について、事前に協議が実施されています。 【改善例】 －